

36	《質問事項》 子育て世帯への支援について	担当部課	子ども家庭部子ども政策課
《質問要旨》 家庭で親が感染した場合、港区などのように、子どもを預けられる仕組みを作れないか。			

《回答》 36について 保護者が、新型コロナウイルスに感染したことにより、入院した場合等の同居していた子どもの処遇については、原則、保健所が児童相談所や病院などと協議した上で、受入先を確保することとなっております。 こうした中、港区では、実態として子どもの受入先が確保できない状況があることから、対象となる子どもがPCR検査の結果が陰性であること、及び児童相談所による保護などが困難であることを条件に、区が借り上げた宿泊施設を受入先として提供しているものと認識しております。 一方、本市においては、現在までそのような状況がないことから、港区のような仕組みを作ることは考えておりません。 しかしながら、親族等による受入が難しい子どもが生じた際に、迅速に受入先が確保できるよう、市といたしましても関係機関等と連携するなどして、対応を図ってまいります。
--

37	《質問事項》 DV、児童虐待防止への取組について	担当部課	子ども家庭部子ども家庭支援センター
<p>《質問要旨》</p> <p>ステイホームによって、家庭内のDV、児童虐待等が増加しているにもかかわらず問題が見えにくくなっているという指摘がされている。当市の現状分析並びに被害防止の方策は。</p>			

<p>《回答》</p> <p>37について</p> <p>本年3月から5月25日までの間におけるステイホームを理由とする相談件数は3件ありましたが、本市における家庭内のDV、児童虐待等の相談件数は年々増加傾向であり、現段階において、ステイホームに起因した家庭内DV、児童虐待等が多発したという印象は持っておりません。一方、学校等の臨時休業や外出自粛により、子どもと一緒に過ごす時間が長くなったことに起因する養育の相談は25件あり、内容に応じた支援を行っております。</p> <p>市では、家庭内の問題が表面化されないことによって、支援を必要とする人への対応に漏れが生じることを防止するため、養育が心配な家庭には電話で状況を確認するとともに、必要に応じて、感染防止対策を講じた上で訪問するなど、面談による対応も行っております。また、支援が必要な児童等を早期に発見するため、地域のネットワークを活用した見守りを強化し、要保護児童や特定妊婦の定期的な状況確認に努めております。</p> <p>さらに、保護者が子どもの対応で困ったときの相談先や子どもとの関わり方に関するアドバイスを市広報、ホームページ、子育てサイト及び子育て支援総合窓口のLINEに改めて掲載するとともに、親子で楽しめる動画をLINEで配信するなど、DVや児童虐待の防止に努めております。</p>
--

24	《質問事項》 幼稚園類似施設について	担当部課	子ども家庭部保育課
《質問要旨》 幼稚園類似施設は無償化の対象にならず、保育料を返還するために職員への給与支払いにも窮する状況である。市独自の支援策を考えるべきではないか。			
38	《質問事項》 保育所におけるコロナ対策について	担当部課	子ども家庭部保育課
《質問要旨》 (1) 園に対し給与補償分の補助金が出ていることを周知徹底すべきではないか。 (2) 保育の自粛体制について、ガイドラインを作成すべきではないか。			

《回答》 24について 市内にある幼稚園類似施設は1園で、令和2年5月1日現在の在園児は33人、このうち市内在住の園児は3人となります。市独自の事業者への経済的支援策については、現在、検討しておりませんが、新型コロナウイルス感染症に伴い収入が減少した事業者に対しては、国の雇用調整助成金や持続化給付金などがあり、市内の幼稚園類似施設に確認したところ、これら制度の活用を検討しているとのことでしたので、必要に応じ制度の活用に関する助言をしてみたいと考えております。 38(1)について 国や都から保育課に通知された情報につきましては、メールなどにより私立保育所へ周知しております。また、保育課に直接通知されたもの以外でも知り得た時点で周知を行っております。私立保育所は、在園児童数などを基に運営に必要な経費が支払われており、減収にならないことから、新型コロナウイルス感染症に伴う助成金のうち持続化給付金及び雇用調整助成金は対象になりません。小学校休業等対応助成金は、減収要件がないことから利用を検討している保育所もあり、相談を受けた際には、国に確認するなどし、情報を提供しております。今後も、国や都からの情報につきましては、私立保育所に提供してまいります。 38(2)について 今回の保育所の利用自粛の要請は、国からの通知を参考に、保育所における園児の安全を第一に考え実施したものです。保育所は、家庭において必要な保育を受けられない乳幼児を預かる社会的な役割を担っているため、開所する必要があるものと認識しております。今後も国から示される通知等により状況に応じた対応を行ってまいりますので、現時点でガイドラインの作成は考えておりません。			
---	--	--	--